

くるみん認定基準



認定基準 1

- 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。

認定基準 2

- 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。

認定基準 3

- 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

認定基準 4

- 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。

認定基準 5

- 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。または、計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いることのいずれかを満たしていること。

< 労働者数300人以下の企業の特例 >

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、次の①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。

② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が7%以上であること。④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。

認定基準 6

- 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、**75%以上**であること。

＜労働者数300人以下の企業の特例＞

上記を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が**75%以上**であれば基準を満たす。

認定基準 7

- **3歳から小学校就学前**の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

認定基準 8

- フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月**45時間未満**であること。かつ、月平均の法定時間外労働**60時間以上**の労働者がいないことのいずれも満たしていること。

認定基準 9

- 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ①所定外労働の削減のための措置
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

認定基準10

- 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する**重大な事実がない**こと。